

一般健康診断以外の診断書の発行中止について

各事業者 様

平成28年8月19日

一般財団法人 東海検診センター

理事長 宮崎 東洋



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

この度、世情の変化や医師不足の他法律の改正等があり、当センターにおいても業務の見直しを進めております。

その見直しの最中において、過去に問診のみによる薬物判定や放射能作業、危険物扱いの精神機能障害の診断書を発行している事が判明しました。しかしながら昨今の脱法ハーブや危険ドラッグの増加で血液検査をしない限り判定が不可能であり、当センターではそのような検査は行っておらず判断する医師も法規等の研修を受けないかぎり判定が出せない為、診断書の作成は不可能になります。放射能作業においても、本来は作業内容や被ばく時間、手順等を確認して診断書を作成すべきもので、放射線専門医でもなく一般健康診断を受けただけで出せるものではありません。同様に危険物扱いの精神機能障害も医師不足で精神科の医師がいない状態で診断書は出せません。また聴覚検査のみで鉄道監視員の診断書も発行していましたが、トータルで健康状態を見ないと事故予防につながらない為、受診を中止しております。

この様に、保健所や産業医センターが行う専門外の診断や医師の責任の範疇に収まらない診断書はかえって事業所にご迷惑をかけてしまう為、当センターでは今後発行出来なくなりましたので、ご了承ください。